

平成27年度自殺対策行動計画における取り組み状況および28年度事業計画

———主な取り組みと評価・課題———

基本方針1 社会的な要因、地域の実態を把握し、情報共有に努めます

基本施策1 自殺の実態を明らかにする

資料5 各事業番号

- ① 統計データ等による実態集計、分析（健康増進課） No.1
- ② 自殺関係対応の実態を明らかにする（健康増進課） No.2
- ・ 自殺念慮関連の個別支援・ケース会議
 - ・ 自殺未遂者についてのケース会議
 - ＊「湖南いのちサポート相談事業」対象者へのケース会議（P2参照）
 - ＊直接市に連絡があったケースについてのケース会議
 - ・ 自殺未遂者支援事例検討会
 - 地域包括支援センターからの事例に対し、アドバイザー、関係機関で検討会を実施。
 - ・ 市内大学との情報交換会…大学生の自殺の実態、大学の思いなどを共有
大学職員に対するメンタルヘルス研修（県事業）につながった。

死にたいと思っている人や自殺未遂者への支援は、本人だけでなくその家族や身近な人たち、支援している人たち全てを支える必要がある。関係機関が集まって話をするすることで、支援者が同じ方向を向いて、それぞれの役割を明らかにしながらより適切な支援を展開していくことができるため、健康増進課自殺対策担当が軸となり、今後も積極的に実施していく。

併せて、情報交換会などを継続的に実施し、草津市における自殺の現状を各所と共有し、より効果的な事業の実施につなげていく。

基本施策2 情報を共有し総合的な自殺対策を推進する

- ① 関係課および関係機関、市民との情報共有、施策の方向性の検討
- ・ 自殺対策推進会議の開催（健康増進課） No.3
 - ・ 自殺対策関係課会議の開催（健康増進課） No.4

庁内関係課が共通認識を持って自殺対策を推進していくため、関係課会議を開催し、その後、推進会議を開催することで、市と関係機関、市民とが情報を共有しながら計画を推進できた。今年度も2回ずつ開催予定とし、協議を深めていく。

目標指標：「草津市自殺対策推進会議」や「草津市自殺対策関係課会議」を
年1回以上開催する。

⇒ 開催できている。更なる推進のために、継続して開催していく。

基本方針2 こころの健康づくりをすすめます

基本施策3 健やかなこころをはぐくむ

- ① いのちや人権を大切にす取り組み
 - ・市民センターでの「人権講座」(各市民センター)
 - ・企業内同和教育推進事業(商工観光労政課) No.22
企業啓発指導員の配置、研修会の開催、事業所訪問、啓発誌の発行
 - ・保育・教育の中での実践(幼児課、学校教育課) No.23・25
- ② こころの健康づくりについての啓発
 - ・働き方改革促進事業におけるセミナーの開催(男女共同参画室) No.新3
 - ・自殺予防デー(9/10)の街頭啓発(健康増進課・関係各課) No.35
 - ・広報紙やホームページの掲載(健康増進課) No.36
 - ・保育・教育の中での実践(幼児課、学校教育課) No.40・41
 - ・母子健康手帳発行時や育児等支援家庭訪問(すこやか訪問)時、健康教育などの機会を捉えた啓発
- ③ 青少年健全育成の取り組み
 - ・青少年育成市民会議の活動支援(生涯学習課) No.44
青少年の主張発表大会・学区パトロール・あいさつ運動等
- ④ 小中学校における「児童会・生徒会活動」の取り組み
 - ・学校内での活動の推進(学校教育課) No.47
- ⑤ うつ等の精神疾患や自殺対策の必要性についての普及啓発
 - ・精神保健啓発委託事業(障害福祉課) No.48
精神障害者が安心して暮らせる地域づくりに関わる講演会の開催
 - ・広報紙やホームページの掲載(健康増進課) No.49
- ⑥ いきがいつくりの取り組み
 - ・市民センターにおける公民館講座ややすらぎ学級、高齢者のつどい事業
 - ・市民スポーツ大会の開催(スポーツ保健課) No.65
 - ・活動への参加を促すための取り組み(社会福祉協議会)
移動困難者の運送支援、福祉車両の貸し出し No.69・70

健康なこころを維持できるように、地域に根ざした取り組みが多く行われている。今後も、一層意図的にこころの健康づくりがすすめられるよう、機会を捉えて啓発をすすめる必要がある。

目標指標：広報での特集記事の掲載等、あらゆる機会を通じてこころの健康づくりに関する啓発を行う。

⇒ 実施できている。更なる機会拡大をはかる。

湖南いのちサポート相談事業

湖南圏域の救急告示病院を受診した自殺未遂者やその家族等に対して相談支援を行い、再企図を防止することを目的とした相談事業。

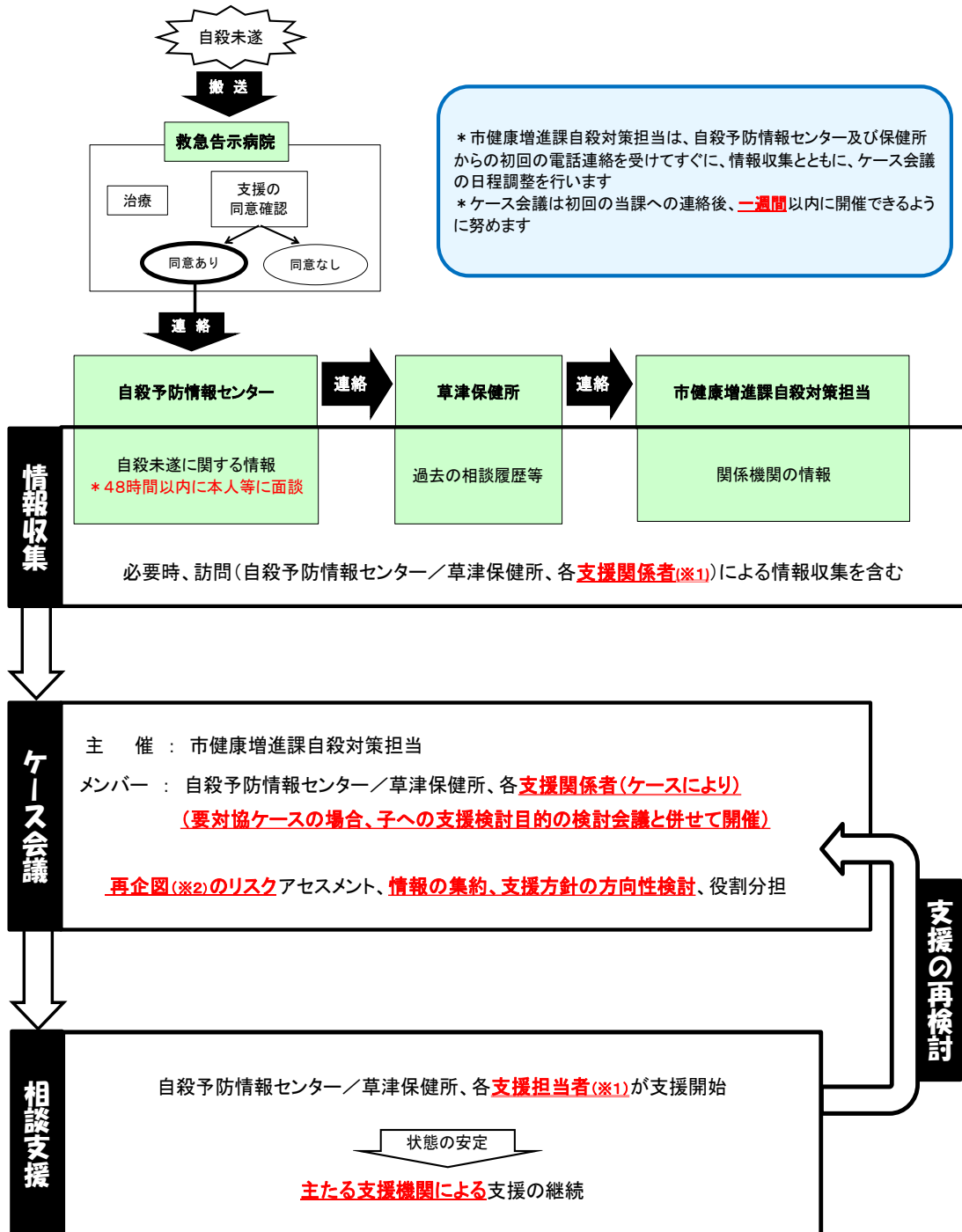
<対象者>

湖南圏域内の救急告示病院を受診した自殺未遂者で湖南圏域に在住する者のうち、本人またはその家族に連絡の了解が得られた者。

<自殺未遂と自殺の関連性>

自殺未遂は自殺に至る最も高い危険因子であり、繰り返し再企図し既遂に至る可能性が高いため、自殺未遂者の再企図を防止することが自殺者を減らすことに繋がる。また、自殺未遂者の再企図を防止するには、地域の関係機関が協力して支援していく必要がある。

<湖南いのちサポート相談事業 フロー図>



※1) 支援関係者・担当者・機関 : 健康増進課、社会福祉課、子ども家庭課、草津市立障害者福祉センター、精神障害者地域生活支援センター風、圏域地域包括支援センター等

※2) 再 企 図 : 自殺を再度企てること

基本方針2 こころの健康づくりをすすめます

基本方針3 一人ひとりの気づきと主体的な取り組みをすすめます

基本施策4 孤立化しない地域づくりを行う

① 地域、学校、職域での孤立化防止対策

- ・学区の医療福祉を考える会議（長寿いきがい課） No.81
- ・民生委員児童委員、健康推進員、ファミリーサポート会員等による地域での見守り、手助け

② ひきこもり（閉じこもり）対策

- ・松原学区礎プロジェクト（新田会館） No.89
 - ＊県の委託事業「自尊感情・学びの礎育成プロジェクト」
 - 長期欠席、中途退学の実態把握と関係機関の連携
 - 引きこもり等の児童生徒の居場所づくり
- ・保健師による個別相談

③ いきがいや社会とのつながり、居場所づくりの取り組み

- ・基本施策3いきがいつくりのための各事業
- ・居場所づくりの取り組み…隣保館デイサービス、離乳食レストラン、子育てサークル活動の支援
- ・近所力アップ講座（社会福祉協議会） No.140
 - 地域で支えあうことを啓発するため、地域での講座を開催。

市民センター、隣保館といった地域の施設で講座やサロンを開催し、地域で活躍する民生委員児童委員や健康推進員などにより見守りや手助けが行われているなど、地域での取り組みが多く行われている。

学校や職域と地域との連携を深め、よりつながりあえる地域づくりを行っていく必要がある。

基本方針 3 一人ひとりの気づきと主体的な取り組みをすすめます
基本方針 4 自殺予防の体制づくりを行います

基本施策 5 ゲートキーパーを養成する

① 地域住民を対象とした研修の実施

- ・ 市民対象のゲートキーパー養成研修（健康増進課） No.142
平成 27 年度 「気づき・つなぎ・見守る～ゲートキーパーの心得～」
メープルクリニック院長 佐藤啓二先生
参加者 122 人
参加者アンケート：内容理解できた… 8割
ゲートキーパーとして行動できる… 5割
- ・ 健康教育、出前講座など地域での研修
※ 平成 27 年度、商工会議所のメンタルヘルス研修において、ゲートキーパー養成研修を実施され、健康増進課からも自殺対策の説明を行った。今年度も継続して実施いただけるよう調整中。

② 各関係機関における研修への取り組み

- ・ 教職員夏季研修講座の開催（学校教育課） No.148
- ・ 庁内職員向けのゲートキーパー養成研修（健康増進課） No.146
平成 27 年度 初級編（未受講の全職員対象）、ステップアップ編（過去に受講経験ある全職員対象）各 1 回開催
平成 28 年度 初級編（相談窓口関係課の新規職員・未受講の職員対象）
2 回
ステップアップ編（全庁管理職・初級編受講経験のある全職員対象） 1 回

ゲートキーパーの養成として、地域住民や関係機関において研修を実施している。地域の中や関係機関における支援の中で、多くの方が「気づき、聴き、つなぎ、見守る」ことで、本人とともに家族や周囲の人を支えられるように、今後も継続した研修が必要である。

多くの市民にとってより充実した内容の研修となる必要がある。

目標指標：地域住民を対象としたゲートキーパー養成研修会を年間 1 回以上開催し、毎年 50 名以上の受講者を目指す。

各種相談窓口担当者を対象としたゲートキーパー養成研修会を年間 1 回以上開催し、毎年 50 名以上の受講者を目指す。

⇒ 実施できている。より多くの市民が身近な人と支えあえるように、また相談窓口で質の高い援助をおこなうため、研修を継続する。

基本方針4 自殺予防の体制づくりを行います

基本施策6 相談支援のネットワークを構築する

① 相談窓口の充実

- ・ 妊娠、子育て、教育、青少年、高齢者といった、ライフステージに応じた相談窓口

※総合相談事業（平成28年度新規）

No.新5

子育て相談センターを開設し、妊娠・出産・子育てに関する切れ目のない相談支援を行う。

- ・ 人権、暮らし、消費者トラブル、納税、就労、生活困窮、障害、健康、介護などの分野ごとの相談窓口

- ◎ それぞれの窓口で相談を受け、必要に応じて他の窓口を紹介したり連携して支援している。

② 学校における相談体制の充実

- ・ スクールカウンセラーの配置（学校教育課）

No.新6

③ 相談窓口の周知

- ・ 各窓口担当課による周知
- ・ 相談窓口リーフレットの作成・配布（健康増進課）

No.176

【別添リーフレット参照】

庁内外の相談窓口を系統的に示したリーフレットを作成

H28配布先：相談窓口関係機関、企業同和推進協議会、商工会議所会員、障害児（者）自立支援協議会、居宅介護支援事業所、医療機関、保育所（園）、幼稚園、小中学校、高校、大学、民生委員児童委員、健康推進員 など

④ 相談支援のネットワーク体制の構築

- ・ 各相談窓口から、必要に応じて関係機関に連携している。

⑤ 相談窓口担当者等のメンタルケア事業

- ・ ゲートキーパー養成研修、出前講座などの研修会において、同時に実施。

多くの庁内外機関で相談窓口を設けており、紹介するリーフレットについて好評をいただいている。相談内容に応じて関係機関と連携し、より適切な支援につなげることができ始めている。

死にたいといった相談を受ける側の人は、大きなストレスを受けるため、職員が疲弊してしまわないよう、研修と同時に、関係者全員で支えあっている体制が必要である。

目標指標：相談窓口の周知をはかり、各種相談件数が増加する。

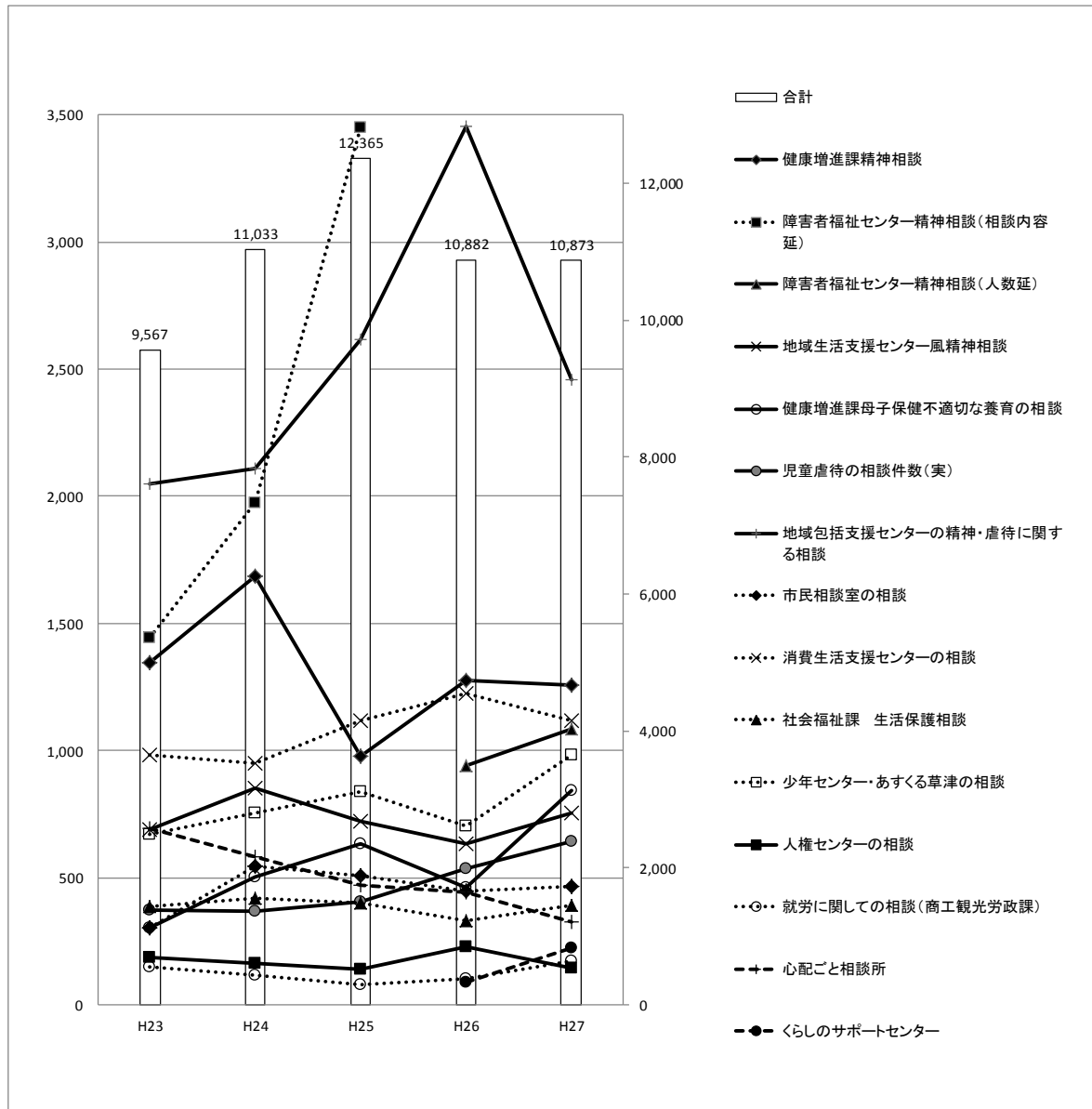
⇒ 窓口ごとに増減の差はあるが、相談窓口の数は増えており、相談しやすい体制づくりがすすんでいる。（P7参照）

今後も関係機関と連携しながら相談支援を充実させていく。

市の各課における相談件数

H26,H27比較

	H23	H24	H25	H26	H27	増減	増加率
健康増進課精神相談	1,347	1,684	980	1,278	1,259	-19	△ 1.5%
障害者福祉センター精神相談(相談内容延)	1,443	1,975	3,448	-	-	-	-
障害者福祉センター精神相談(人数延)	-	-	-	941	1,084	143	15.2%
地域生活支援センター風精神相談	688	853	721	633	755	122	19.3%
健康増進課母子保健不適切な養育の相談	302	505	633	463	844	381	82.3%
児童虐待の相談件数(実)	371	370	406	536	643	107	20.0%
地域包括支援センターの精神・虐待に関する相談	2,047	2,109	2,616	3,456	2,458	-998	△ 28.9%
市民相談室の相談	301	543	508	447	468	21	4.7%
消費生活支援センターの相談	984	951	1,120	1,226	1,118	-108	△ 8.8%
社会福祉課 生活保護相談	386	421	402	330	393	63	19.1%
少年センター・あすくる草津の相談	673	755	840	704	984	280	39.8%
人権センターの相談	185	165	138	229	144	-85	△ 37.1%
就労についての相談(商工観光労政課)	148	119	80	105	171	66	62.9%
心配ごと相談所	692	583	473	445	328	-117	△ 26.3%
くらしのサポートセンター	-	-	-	89	224	135	151.7%
合計	9,567	11,033	12,365	10,882	10,873	-9	△ 0.1%



基本施策7 遺された人の苦痛をやわらげる

① 相談支援と情報提供

- ・ 相談支援の実施

② 自死遺族会等との連携

- ・ 自死遺族会「凧の会おうみ」の周知・開催協力（健康増進課）

No.190

凧の会おうみ…わかちあいのつどい

毎月第3土曜日、近江八幡で開催

平成27年度 サテライト（出張わかちあいの会）1回草津で開催

平成28年度 毎月の定例会（わかちあいのつどい）3回草津で開催
（市後援）

自死で大切な人を失った人の苦しさを和らげるため、凧の会の存在を広く周知し、参加しやすい環境づくりにつとめた。

わかちあいに行くこともできずに苦しむ遺族は多く、自死遺族であることを隠し、支援を受け入れられない遺族もいるため、悲嘆の中にいる遺族に支援を届けていくための取り組みが求められている。